

# しんきんリフォームプラン

2018年6月18日現在

|                  |   |
|------------------|---|
| 商品名              | ◎ しんきんリフォームプラン  |
| ご利用いただける方        | ◎ 当金庫の営業エリア内に居住または勤務する方<br>◎ 申込時満年齢20歳以上で安定継続した収入がある公的健康保険加入の方<br>◎ 700万円以上をお借入の場合は当金庫会員に限ります<br>◎ 外国人のお客様は永住者、又は特別永住者の方<br>◎ 保証会社の保証を受けられる方  |
| お使いみち            | ◎ 申込人が居住(居住予定含む)し、申込人もしくはその家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金<br>①リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用<br>※「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等<br>※申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可<br>②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)<br>③申込人がリフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの(借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行延滞が1度もないものに限る)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)<br>※上記①または②と合わせた申込みに限る<br>④リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金(①と合わせた申込みで100万円以内)<br><b>【対象となる建物の条件】</b><br>申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの<br>※次のものは各種(仮)登記から除く<br>・当金庫貸付(事業資金、住宅ローン(代理貸付を含む)等)にかかる抵当権および根抵当権<br>・他行住宅ローンにかかる抵当権<br>◎ ご融資金は当金庫のご指定いただいた預金口座に入金させていただき、入金後は当該預金口座からお使いみちに合わせて相手先へ原則当金庫よりお振込みさせていただきます。<br>(振込手数料は別途ご負担いただきます) |
| ご融資金額            | ◎ 1万円～1,000万円(単位1万円)  |
| ご利用期間            | ◎ 3ヵ月以上15年以内(元金返済据置6ヵ月以内設定できます)   |
| ご融資利率            | ◎ 当金庫所定の利率を適用します<br>融資利率は窓口でお問合せください  |
| ご返済方法            | ◎ 元金均等または元利均等返済、ボーナス併用(融資金額の50%以内)もできます   |
| 担保               | ◎ 必要ありません   |
| 保証人              | ◎ しんきん保証基金が保証しますので必要ありません   |
| 印紙・保証料           | ◎ 印紙代は口座から引落します。保証料は貸付利息に含まれており別途お支払いは不要です  |
| ご用意いただくもの        | ◎ お申込に際しては運転免許証(表裏)が必要となります。運転免許証を取得されていない場合は個人番号カード(表のみ)、パスポート、健康保険証(注)、顔写真付住民基本台帳カード(表裏)、運転経歴証明書(表裏)のいずれかが必要です<br>又、外国人のお客様は前記本人確認書類に加えて在留カード等別途書類が必要で(注)別途、住民票等が必要となりますので、詳しくは窓口でお問い合わせください<br>◎ お申込に際しては年収確認書類が必要です。詳しくは窓口でお問い合わせください<br>◎ 資金使途確認書類(見積書・注文書・請求書等)、振込依頼書、建物の不動産登記簿謄本等が必要となります<br>◎ 借換えの場合は残高確認書類が必要となります   |
| 苦情処理措置<br>紛争解決措置 | ◎ 苦情処理措置<br>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口(9時～17時、電話:0120-31-5784)にお申し出ください<br>◎ 紛争解決措置<br>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)及び兵庫県弁護士会(078-341-8227)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください  |
| その他              | ◎ お申込みに際しては審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください<br>◎ 本商品は団体信用生命保険の加入を条件としていません。住宅ローン借換時等において、団体信用生命保険に加入されない場合は、当保険制度について担当よりご説明させていただきますのでご理解いただいてからお申込みください<br>◎ 返済条件等変更される場合は当金庫所定の手数料がかかる場合があります<br>詳しくは、「ご融資に関する手数料」をご覧ください  |

ひろがる夢とたしかな未来



播州信用金庫

